

史跡元寇防塁（箱崎地区）整備活用検討会に関する要綱

（設置）

第1条 九州大学箱崎キャンパス跡地の新しいまちづくりと調和する史跡元寇防塁の整備と公開活用（以下「整備活用」という。）に関する検討を行うにあたり、専門的見地から幅広い意見を聴取するため、史跡元寇防塁（箱崎地区）整備活用検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（協議会の目的）

第2条 検討会では、前条の目的を達成するため、整備活用の手法について委員から意見を収集する。

（委員）

第3条 検討会の委員は、別表に掲げる者とし、福岡市経済観光文化局長が選任する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

（検討会）

第5条 検討会は、福岡市経済観光文化局長が開催する。

（検討会の議長）

第6条 検討会の議長は事務局の推薦によって選任する。

（守秘義務）

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（情報公開）

第8条 検討会は、公開とする。ただし、検討会が福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第38条ただし書の規定に該当するときは、非公開とすることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、福岡市経済観光文化局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。